

学校教育推進室だより

東大阪市教育委員会 学校教育推進室 令和3年7月6日

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号 TEL06-4309-3268

- 東大阪市学校教育基本目標
すべての子どもに生きる喜びとあすをつくる力を
- 東大阪市学校教育重点目標
 - 総合的視点に立つ教育の推進
 - 人間尊重に徹した人権教育の実践
 - 信頼に応える学校園経営
 - 学校園・家庭・地域の協働

○あせらない 次の青でも いいじゃない

○スマホより 集中するのは 前の道

～夏の交通事故防止運動スローガンより～



7月の1ヶ月間、夏の交通事故防止運動が実施されます。

この運動は、夏の行楽期を前に、広く府民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることによって、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

子どもの交通事故は「3月から7月にかけて」多発する傾向にあり、時間帯別では、午後2時から午後6時までの間の発生が最も多いとの報告があります。

また、子どもたちにとって自転車は身近でとても便利な乗り物ですが、ひとたび事故を起こすと重大な結果を招く危険性の高い乗り物でもあります。自転車事故で一番多いものが自動車との事故です。その中でも出会い頭による事故が圧倒的に多く、次いで左折時衝突、右折時衝突と続いています。

自転車は道路交通法では、自動車と同じ“車両”です。車両として交通ルールを守らなければなりません。ルールを守らず事故を起こすと自転車側も責任を問われます。

“子どもの交通事故防止”

- 道路で遊んだり、飛び出しや無理な横断、信号無視はやめましょう。
- 交差点では、信号が“青”でも左右の安全確認をしましょう。



“自転車の安全利用の推進”

- 自転車は「くるま」の仲間です。
- 信号や一時停止などの交通ルールを守り、安全・適正に利用しましょう。
- スマートフォン等の操作など、「ながら運転」はやめましょう。



学校園では、市の安全調整課や警察と協力しながら交通安全教室を実施しています。新型コロナウイルス感染症対策のため対面での交通安全教室の代わりに警察官によるリモートでの授業を行っている学校や、月に一度、大阪府都市整備部交通道路室道路環境課安全対策グループより送られてくる「交通安全だより」「交通安全テスト」を授業等で取り入れ、マナーアップにつなげている学校もあります。

歩行中の事故、自転車事故を起こさないために、具体的な事例をもとに子どもと対話してみてください。

6月の交通安全テストより（○×問題）

- ・歩いているときに、人の形のマークがある青色信号が、チカチカしたときは急いで渡らないといけない。（ ）
- ・自転車で路側帯（白色1本線の内側）を走るときは、左右どちらの路側帯を走ってもよい。（ ）
- ・夜暗くなってから自転車を運転するときでも、周りが街灯などで明るい場所では自転車のライトをつける必要はない。（ ）

7月は「いじめ防止推進月間」

東大阪市では、「東大阪市いじめの防止に関する条例」において、7月を「いじめ防止推進月間」と定め、いじめの防止について広く啓発しています。

いじめ防止対策推進法では、いじめの定義は以下の通り示されています。

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

学校園では、いじめは重大な人権侵害につながるものであり、「いじめをしない、させない、ゆるさない」という考えのもと、すべての教育活動を通じて、自己肯定感、自己有用感を育み、自分と自分の周りの人を大切に、認め合うことでいじめに向かわない集団づくりに取り組んでいます。また、子どもが発する小さなサインを見逃さないよう、教職員研修の実施、校園内体制の整備、いじめアンケートの実施や相談窓口の周知などにより、早期発見・早期対応に努めています。

保護者や地域の方におかれましても、子どもたちに気になる様子がありましたら、学校園または学校教育推進室までお知らせいただき、解決に向けて一緒に取り組んでいきましょう。



7月いじめ防止推進月間啓発のぼり

【学校以外のいじめ相談窓口】

■東大阪市教育センター (平日 9時～17時 30分)	「いじめ・悩み110番」(子ども専用)	:06-6732-0110
■大阪府教育センター (平日 9時 30分～17時 30分)	「子どもの悩み相談」(保護者・市民専用)	:06-6720-7867
(平日の時間外及び休日)	「すこやかホットライン」(子どもからの相談)	:06-6607-7361
	「さわやかホットライン(保護者からの相談)	:06-6607-7362
	「すこやか教育相談24」(子ども・保護者)	:0120-0-78310

GIGAスクール構想の実現に向けて1人1台端末の活用がスタート!

1人1台端末の整備が進み、市立小中学校では、GIGA スクール構想の実現に向けて、授業での活用がスタートしました。iPad を日常的に活用することで、ICT の活用が特別ではなく、「当たり前」のこととなるように、ICT を「文房具」として授業の中で目的に応じて、手段として選択できる活用を進めてまいります。また、子どもたちが ICT を適切・安全に使いこなすには、ネットリテラシーなどの情報活用能力を育成していくことも重要です。情報活用能力は、学力の基盤となる資質・能力の1つととらえ、様々な場面で育成に取り組んでいます。この新しい学びの形を東大阪市全体で今後も推進していきます。

【iPad 授業活用のご紹介】

ある小学校の6年生では、説明文で筆者の論の進め方を考える際に、自分の考えを iPad の学習アプリを用いて、整理していました。その後、自分の考えについて、iPad を用いながら隣の人と意見を交流していました。iPad を用いて考えを説明し合うと、強調したい部分を拡大して見せたり、伝えたいことを焦点化させて議論ができるので、子どもたちの「他者に伝える力」や「伝える意欲」の高まりが期待できます。



Coming soon!

東大阪市立
日新高等学校では、
8月26日に
1人1台端末を
配付します。